地方創生の実現に向けて(案)

全国知事会 平成27年5月

I 地方創生をめぐる現状と課題

1 これまでの取組と評価

全国知事会は昨年秋に「人口減少への挑戦」として地方創生に正面から取り組む決意を表明し、必要な対策について提言を行った。

その後「まち・ひと・しごと創生法」が成立・公布され、12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が決定された。2月には補正予算で「地域住民生活等緊急支援のための交付金」、併せて平成27年度地方財政計画では「まち・ひと・しごと創生事業費」が措置された。

全国知事会としては、こうした一連の取組について、政府が地方創生や地域経済の活性化に向け、本格的に取り組む姿勢を示したものとして高く評価している。

2 地方創生に向けた取組の深化

5年間の集中的な取組

現在、地方創生に向け、国・地方一体となった取組が進みつつあるが、いまだ緒に就いたばかりである。「人口減少への挑戦」に残された時間は少なく、可能なものから直ちに実行する必要がある。

国・地方、産学官などあらゆる主体が「人口減少」の危機感と「地方 創生」の意義を共有し、その上で知恵と努力を結集し、取組を深化させ、 力強い流れを生み出さなくてはならない。

そのため、まずは2020年までの5年間を一つの期間として捉え、 集中的に施策を展開し地方創生の大きな潮流を創り出す。

長期的視点に立った取組

さらに、人口減少は一時的な現象ではなく、少子化対策をはじめとした長期的な対応が必要である。東京一極集中是正の前提となる、社会資本整備の地域格差の解消などにも息の長い、腰を据えた対策が求められる。

3 国・地方の主体的な取組と連携

地方創生から日本創生を

地方創生は地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を 最大限に発揮して取り組む必要がある。全国知事会も、地方創生から日 本創生を成し遂げる決意をもって取り組んでいく所存である。

とりわけ取組の成果を高めるためには、全国の自治体が限られた資源 を共有し、かつ連携することが不可欠である。今後、地域間連携(県域・市町村域を越えた連携含む)や、産学官など多様な主体との協働を 積極的に進めていく考えである。

国自らも施策展開を

一方で、地方の人口減少の歯止めやその背景である東京一極集中の是 正など、地方創生を実現するために国が果たすべき役割は極めて大きい。 しかし、これまで国は地方の発意を促すことに主眼が置かれ、自ら行 うべき地方創生への対応が不十分であったと我々は受け止めている。

国は昨年12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、その中で国として実施するべき施策を掲げているところであり、それが着実に実行されなければならない。

そうした施策を含め、地方創生を地方の努力への支援に止まることなく、結婚・出産・子育てへの支援、企業の地方移転促進などの仕組みづくり、大学・政府機関等の地方移転などの東京一極集中是正の取組、多軸型国土の形成など、国が自らなすべき施策を長期的視点に立って不退転の決意で、かつ大胆に実行していくべきと考える。

Ⅱ 地方創生の実現に向けて

政府においては、6月を目途に「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」を策定することとされている。この基本方針の策定と今後の地方 創生施策の展開にあたり、以下のとおり要請する。

1 地方の財源の確保

平成28年度以降も、中長期的な視点で、地域の実情に沿ったきめ細かな取組を継続的に行うための財源措置が必要である。そのため、地方が取り組む地方創生に係る事業に必要な財源について、その総額をしっかりと確保すること

「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充及び一般財源の総額確保

・ プライマリーバランスの黒字化を理由として地方交付税総額を圧縮 しようとする動きがあるが、それ自体が地方創生に逆行するものであ り、容認できない。そのため、平成27年度地方財政計画に計上され た「まち・ひと・しごと創生事業費」の思い切った拡充を図るととも に、一般財源総額を確保すること

新型交付金の創設

- ・ 上記の一般財源総額の確保に加え、地方創生を深化させ、地方の創意工夫等により力強い潮流をつくるための新型交付金を創設すること
- ・ 新型交付金は、単なる既存の補助金の振替によることなく、地域間 連携や民間各セクター等多様な主体との協働など、先進的あるいは高 い効果が見込める施策や、従来の取組の隘路にも対応できる、タテ割 の個別補助ではない包括的なものとすること
- ・ 新型交付金の規模については、平成26年度補正予算で措置された 「地方創生先行型交付金」を大幅に上回る額を確保すること
- ・ また、先行型とされる同交付金の運用に際して、これまで様々な制約 (施設・設備、複数の自治体が参加する受け皿団体など)があった。このため、新型交付金の制度設計にあたっては、事業内容を公表して自治体が責任を負う一方で、少子化対策についても対象とするなど、対象分野、対象経費の制約などは大胆に排除し、自由度の高い交付金とすること

- ・ 少なくとも当面の5年間を見据えて施策展開を図れるよう、継続的な交付金とし、その見通しを示すこと
- ・ 制度設計に際しては、自治体に対して、迅速かつ手戻りのない、分かりやすい説明や情報提供を行うこと
- ・ 各省庁が実施する地方創生関連事業についても、上記交付金と同様 の配意を行うとともに、地方にとって使い勝手を良くし、手続窓口の ワンストップ化を進めること

2 地方分権の強力な推進

- ・ 地方分権改革は、地域が自らの発想と創意工夫により地方創生を図るための基盤となるものであり、地方でできることは地方でという地方分権の本旨に基づき、さらなる事務・権限の移譲や規制緩和に取り組むこと
- ・ 特に、昨年度から導入された「提案募集方式」については、今後、 地方創生の推進に必要な事項を広く対象とするとともに、手挙げ方式 を活用するなどその実現可能性をより一層高めること

3 全国知事会提言(「地方創生のための提言」)の確実な実現

昨年10月及び11月の全国知事会による提言に掲げた政策について その全面的な実現を図ること(これまでに特に進展の乏しい事項は、別 添のとおり)

4 国自らの強力な施策展開

国においては、自ら策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に 掲げる事業を着実に実行するとともに、特に以下の事項について強力に 推進すること

・ 結婚・出産・子育てへの支援などライフステージに応じた切れ目の ない支援

(子どもに対する医療費の負担軽減に資する全国一律の助成、第三子 以降の保育料無償化等の多子世帯支援など)

- 高齢者の地方回帰を促進する「住所地特例」制度の拡充。
- 国家戦略としての企業・大学・政府機関等の地方移転

地方創生に向けた地方国立大学等の運営基盤確保等

(政府の総合戦略でも多様な役割を果たすことが期待されている地方 国立大学に対する運営費交付金や競争的資金の拡充、地域資源を活 かした研究開発の重点的支援)

再生可能エネルギー拡大による地方の新産業創出の促進

(地方の自然特性を活かした風力発電や地熱発電、森林資源を活用したバイオマス発電等の拡大及びそれらを支える送電網整備等への支援による地方での新産業創出、エネルギーミックスにおける可能な限りの再生可能エネルギー割合の拡大)

地域戦略を重視した国土形成計画の策定

(国土形成計画法に基づく新たな「国土形成計画」及び「広域地方計画」の策定にあたって、「日本再生デザイン」(平成25年11月全国知事会策定)及び「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方自治体の総合戦略の十分な反映)

・ 地方創生の基盤ともなる多軸型国土の形成

(人や産業の地方分散に不可欠な高速道路のミッシングリンクの解消 やフル規格新幹線の整備など、基幹的な公共インフラの地域間格差 の早期是正)

平成26年度全国知事会「地方創生のための提言」に対する 国の対応でこれまでに特に進展の乏しい事項 (案)

(1) 進展がないもの(主なもの)

〇ハローワークの地方移管

○結婚や子育てを後押しする経済的支援制度の創設

- ・30歳未満の有配偶者世帯に対する税制優遇措置等の実施
- ・多子世帯支援(第三子以降の保育料無償化、各種税等の免除等)
- ・子育て支援・教育バウチャーの配布
- ・乳幼児医療費・ひとり親家庭の医療費の負担軽減拡充

〇自立した地域再生を総合的に支援する地方債の創設

(2)検討や取組等が不十分であり、さらに強力な推進が望まれるもの (主なもの)

○企業・大学・政府機関等の移転促進

- ・大学が地方移転した際の運営費交付金等の増額
- ・政府機関の思い切った地方移転と、国の出先機関の地方移管推 進

〇世界に羽ばたく地域産業の形成支援

・戦略的クラスター形成の支援

○地方への移住・定住の促進

- ・地方自治体が移住問題に取り組みやすくなる制度改正 (住所地特例の拡充等)
- ・空き家対策

○集落間で補完しあう「ネットワーク・コミュニティ」の構築